

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る宮崎地方労働審議会の意見に関する公示

宮崎労働局一般公示第 1 号

令和 5 年 3 月 9 日宮崎地方労働審議会から宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 4 5 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 24 日までに宮崎労働局長（宮崎市橘通東 3 丁目 1 - 2 2 賃金室）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和 5 年 3 月 9 日

宮崎労働局長 田中 大介

別紙

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定に係る宮崎地方労働審議会の意見要旨

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

宮崎県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣のまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄の（ ）内の長さ以外の場合は、比率を乗じて得た金額とし、当該金額の円位未満は四捨五入とする。

工程	規格	金額
襟表まつり (上襟付けまつり)	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(30センチメートル)につき 30円
襟裏まつり (下襟からげまつり)		1枚(7.5センチメートル×2)につき 16円
肩裏まつり		1枚(17センチメートル×2)につき 24円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上で、星針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(80センチメートル×2)につき 127円
そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(32センチメートル×2)につき 49円
身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(70センチメートル×2)につき 53円

すそ裏角まつり（前裏すそ角まつり）	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚（18センチメートル）につき 14円
背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚（20センチメートル×2）につき 28円
わき裏角まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚（22センチメートル）につき 17円
ベントまつり		1枚（10センチメートル）につき 5円
ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき 5円
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1.5センチメートルのもの	1枚につき 11円
ボタン付け	中ボタン（4つ穴）糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき 11円
	小ボタン（4つ穴）で根巻きなしのもの	1個につき 6円
糸くず取り	毛しんタイプのもの	1枚につき 63円
	接着しんタイプのもの	1枚につき 37円

4 効力発生の日 法定どおり

別紙様式

異 議 申 出 書

令和5年3月9日貴殿が公示した、宮崎県男子既製洋服製造業
最低工賃に係る宮崎地方労働審議会の意見について異議があるので、家
内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容
異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名

宮崎労働局長 田中 大介 殿